

①市の基本方針について出された意見

市の基本方針「体育館機能は整備せず、施設規模は 1,200 m²程度とする」

第 4 回市民ワークショップ(紙上協議) 基本情報

配布期間	2020.7.11~7.13	配布数	市民WS参加者 47名	回答数	市民WS参加者 32名
回答期間	2020.7.13~7.22		その他 23名		その他 13名
		合計	70名	合計	45名

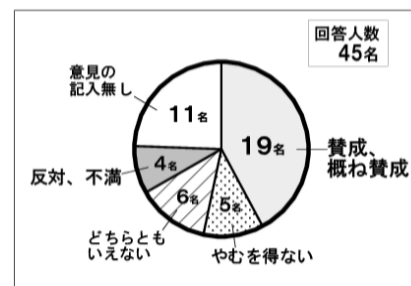
(a) 体育館機能を整備しないことについて

■体育館機能の整備は不要:市の基本方針に賛成、概ね賛成、やむを得ない……24/45名

- 秋吉小や秋芳中の体育館をシェアして利用すればよい
- 市の財政状況や出生率を踏まえ、将来の負担を少なくすることは重要

■体育館機能の整備は必要:市の基本方針に反対、不満……4/45名

- 学校体育館と、市民が利用する体育施設のシェアは難しい



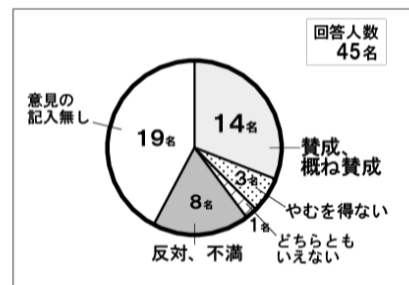
(b) 施設規模を 1,200 m²程度とすることについて

■コンパクトで利用しやすい施設にすべき:市の基本方針に賛成、概ね賛成、やむを得ない……17/45名

- 将来的な負担を軽減するために、コンパクトで利用しやすい施設としてほしい

■中途半端な施設では利用しにくくなる:市の基本方針に反対、不満……8/45名

- 施設整備には、将来に向けたまちづくりという観点が必要
- 中途半端な施設にならないように十分な検討が必要



(c) 多目的ホール 200 m²程度について

■200m²程度の多目的ホールで十分:市の基本方針に賛成、概ね賛成、やむを得ない……15/45名

- 地域の文化活動の拠点として、200 m²程度の多目的ホールが整備されれば十分

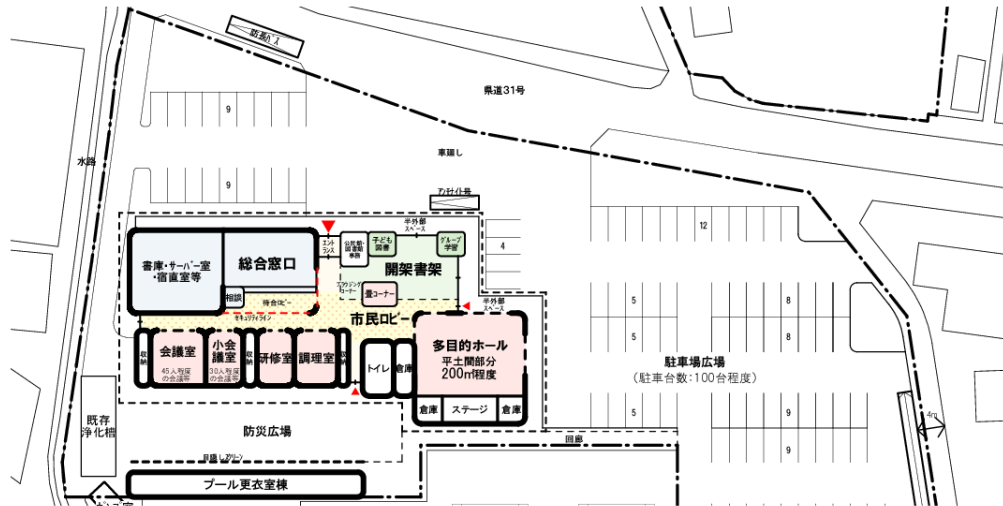
■200m²程度よりも大きなホールが必要:市の基本方針に反対、不満……7/45名

- 避難所としての利用を考え、面積を広くして出来るだけ収容人数を増やしたい
- 市民の様々な活動のために、250~360 m²の面積を確保してほしい

②公民館、図書館、総合支所の3つの機能のつながり方について出された意見

公民館、図書館、総合支所の、3つの機能のつながり方について、紙上ワークショップで示したタイプA、タイプBの2つの考え方について、出された意見を以下に示す。

(a) タイプA展開案について



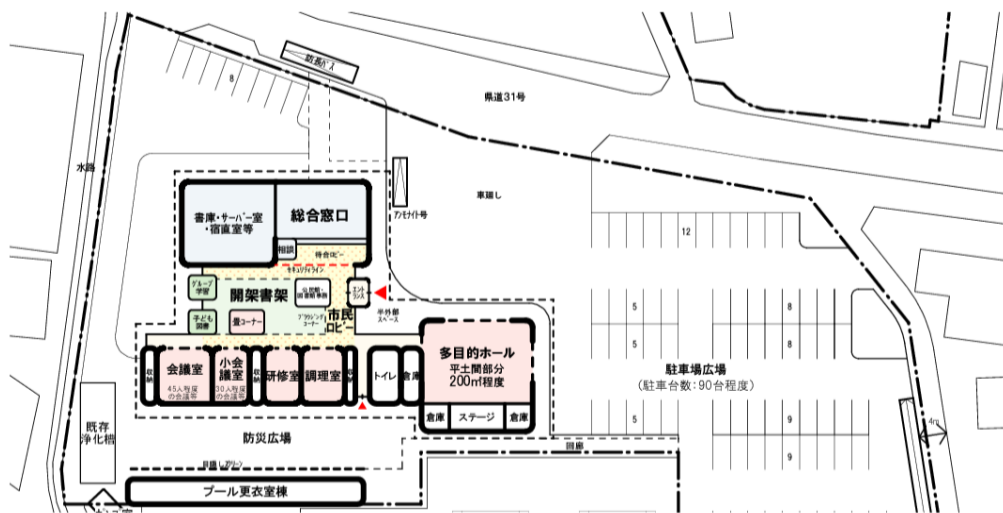
評価された点

- 市民ロビーを介して、それぞれの機能につながる空間構成は、コンパクトでまとまりがあって良い
- 図書館が、タイプBに比べて管理がしやすい
- 図書館から、バスや送迎車が確認できるのが良い
- エントランスが、北側駐車場から近くて良い

改善すべきとされた点

- 図書館と多目的ホールは、防音上難した方がよい
- 公民館と支所は、難した方がお互い利用しやすい
- 公民館は、全ての部屋を壁で仕切るのではなく、柔軟な使い方ができるような工夫をしてほしい

(b) タイプB展開案について



評価された点

- 市民ロビーが、図書館と一体的に利用できる空間構成は、明るく広がりを感じられて良い
- 市民ロビーから、バスや送迎車が確認できて良い
- 総合窓口と公民館に適度な距離があるのが、お互い利用しやすいと良い
- 他の機能への音の影響を考えると、多目的ホールが別棟的に配置されているのが、防音上良さそう

改善すべきとされた点

- 市民ロビーが狭く感じる。通路のようになりそう
- オープンな図書館は、時間外の管理が難しそう
- 図書館が、落ち着いて利用ができなさそう
- 公民館は、全ての部屋を壁で仕切るのではなく、柔軟な使い方ができるような工夫をしてほしい
- エントランスが駐車場から遠い

③総合支所の規模の検討

各空間の規模に関しては、配置される職員数から総務省地方債同意等基準（人口5万人未満の市町村）と新営一般庁舎面積算定基準による面積算定（表一〇）を基に試算している。

室名	区分	総務省地方債同意等基準			新営一般庁舎面積算定基準			
		職員数	基準面積	標準面積	職員数	基準面積	標準面積	
①事務室	総合 窓口課	部長・次長級	1	11.25	11.25	1	8.25	8.25
		課長補佐 ・係長級	3	8.10	24.30	3	5.94	17.82
		一般職員	4	4.50	18.00	4	3.30	13.20
		臨時職員	3	4.50	13.50	3	3.30	9.90
		小計	11		67.05	11		49.17
	健康 増進課	課長補佐 ・係長級	1	8.10	8.10	1	5.94	5.94
		小計	1		8.10	1		5.94
	建設 農林部 分室	課長・主幹級	1	8.10	8.10	1	5.94	5.94
		臨時職員他	2	4.50	9.00	2	3.30	6.60
		小計	3		17.10	3		12.54
	上下 水道局 分室	課長補佐 ・係長級	2	8.10	16.20	2	5.94	11.88
		一般職員	1	4.50	4.50	1	3.30	3.30
		臨時職員	1	4.50	4.50	1	3.30	3.30
		小計	4		25.20	2		18.48
	事務室合計		19		117.45	19		86.13
	②小会議室等	職員数×7㎡ (電算室、トイレ等 含む)		133.00	小会議室のみ		40.00	
③倉庫	事務所面積×13%		15.27	事務所面積×13%		11.20		
④宿直室			-	1人までは10㎡		10.00		
⑤湯沸かし室			-	6.5～13㎡		6.50		
⑥便所及び洗面所			-	25人未満		26.00		
⑦機械室			-	小規模庁舎		50.00		
⑧電気室			-			45.00		
合計			265.72			274.83		

表一〇 総務省地方債同意等基準（人口5万人未満の市町村）
および新営一般庁舎面積算定基準による面積算定